

40歳未満・40～42歳の方へ 大江町不妊治療費助成事業

対象者



※①～⑤すべてに当てはまる方が対象です。

- ①治療開始日から大江町に住所を有する者
- ②初めての治療開始日時点で、女性の年齢が43歳未満である者かつ当該治療開始時の女性の年齢が43歳未満である者
- ③当該不妊治療において山形県不妊治療(生殖補助医療)費助成を受けている夫婦
- ④当該不妊治療において他の市町村から助成を受けていない夫婦
- ⑤町税等の滞納をしていない夫婦(大江町に転入してから、1年以内の方は担当者にお知らせください)

対象治療



- 1、公的医療保険適用となる生殖補助医療(体外受精や顕微授精、男性不妊の手術等)
- 2、上記と併用して実施される不妊治療に係る先進医療

助成額



◎当該治療費から山形県不妊治療費助成額と高額療養費・保険者からの付加給付を差し引いた額

◎40歳未満 **上限20万円／回**
(採卵・採精のみ **回数上限なし**) (～胚移植**6回**まで)

◎40～42歳 **上限20万円／回**
(採卵・採精のみ **回数上限なし**) (～胚移植**3回**まで)

申請期限



治療終了日から1年以内(令和7年4月1日以降に開始した治療が対象)
(※令和7年3月31日までに治療を開始した方は、令和6年度内容での助成になります。事前に町へご相談ください。)

必要書類



※1・2は窓口配布もしくはHPでダウンロードできます

- 1、大江町不妊治療費助成事業申請書兼請求書
 - 2、大江町不妊治療費助成事業申請用証明書
 - 3、医療機関、薬局が発行する領収書及び医療費明細書の写し
 - 4、申請者名義の通帳の写し
 - 5、顔写真付きの本人確認ができる書類
 - 6、山形県不妊治療(生殖補助医療)費助成金給付決定通知書の写し
 - 7、高額療養費限度額適用認定証、給付決定通知書等の写し
 - 8、加入医療保険による付加給付に関する書類の写し
- (7, 8は該当者のみ)

手続きの流れ



大江町不妊治療費助成事業
申請用証明書を医療機関等
へ提出してください。

1、不妊治療を受ける

2、医療費を窓口で支払う

3、高額療養費・付加給付の申請(該当者のみ)

※各医療保険者への申請になります。

手続き完了まで1~2か月

4、山形県不妊治療助成の申請(該当者のみ)※村山保健所へ

5、大江町不妊治療費助成の申請※町へ

支給まで
1~2か月

6、支給決定通知後、支給

【問合せ先】不明な点等ございましたら、ご連絡ください。
大江町役場 健康福祉課 保健衛生係

TEL:0237-62-2114

